

災害時における富士砂防事務所管内の災害応急対策業務 (測量・設計・観測・調査検討・地質調査等)に関する協定書(案)

国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所長(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合における応急対策業務(測量・設計・観測・調査検討・地質調査等)及び情報収集業務(以下「業務等」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震・豪雨等の異常な自然現象または大規模な事故等による被害(以下、「災害」という。)が発生、又は発生する恐れがある場合に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(業務等の実施範囲・対象施設)

第2条 業務等の実施範囲・対象施設は、富士砂防事務所管内の山梨県側の区域(別図(災害時協定締結区域))を原則とする。なお、業務の要請は、被災地の状況等を踏まえ甲と乙が調整の上、実施するものとする。

- 一 甲が管理又は工事中の公共土木施設等(以下「所管施設等」という。)における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所
- 二 甲の管内に位置する地方公共団体の所管施設等における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所

(情報収集業務)

第3条 甲は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に情報収集業務を要請できるものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、第2条(業務等の実施範囲・対象施設)に示す所管施設等の被災状況に関する情報を収集整理し、甲に情報提供するものとする。
- 3 乙は、要請の無い場合においても、第2条(業務等の実施範囲・対象施設)に示す所管施設等の被災状況に関する情報を把握した時点で甲に情報提供するよう努めるものとする。
- 4 乙は、第1項の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限りこれに応じるものとする。なお、情報収集業務の詳細内容について疑義が生じた時は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(災害応急対策業務)

第4条 甲は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に災害応急対策業務を要請できるものとする。なお協力を要請する活動内容は、(※)とする。

【※には乙が申請した下記区分の内容を記載する】

区分	内容	協定締結者 予定数
区分(1)	【地上測量関係(UAV含む)】 基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、地形測量、UAVによる公共測量、降灰量調査、浸透能調査 等	10社程度
区分(2)	【航空測量関係(UAV含む)】 空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による画像収集・画像加工及び解析 等	10社程度
区分(3)	【設計・観測・調査検討関係】 調査・計画、基本(予備・概略)設計、実施(詳細)設計、土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討、降灰量調査、浸透能調査 等	10社程度
区分(4)	【地質調査関係】 機械ボーリング、総合解析、降灰量調査、浸透能調査 等	10社程度

- 2 乙は、甲から前項の要請があつた場合、甲の指示を受け、速やかに所管施設等の被災状況を把握し、災害応急対策業務を実施するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限りこれに応じるものとする。なお、業務の遂行に必要な事項について、甲は乙に可能な限り協力する。

(業務の実施体制)

- 第5条 乙は、出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、出動要請の連絡を受ける者に変更が生じた場合、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。
- 2 乙は、業務にあたり、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者から、担当技術者を選出することとする。また、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合は、甲と協議し、同等の資格を有する者を指定するものとする。
 - 3 乙は、本協定期間内においては、毎年3月31日までに、4月1日の技術者の雇用状況(予定)について、書面により委託者に報告するものとする。

(業務等の実施報告)

- 第6条 乙は、業務が完了したときは、直ちに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容、作業開始時刻、作業終了時刻及び出動人員等を書面により甲に報告するものとする。

(業務の特例)

- 第7条 甲は、第2条(業務等の実施範囲・対象施設)に規定する実施範囲外での業務を要請できる。なお、対象範囲については、下記のとおりとする。
- 一 甲の管内に位置する地方公共団体の所管施設等における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所
 - 二 前号に掲げるもののほか、大規模災害が発生した場合に甲が要請する国内における甲の管外の災害発生箇所(甲の管外に位置する地方公共団体の所管施設等を含む)

(地方公共団体等からの要請)

- 第8条 甲は、管内の地方公共団体等から甲に第4条(災害応急対策業務)の業務の要請があつたときは、乙に第4条第1項(災害応急対策業務)に基づく業務実施の要請の他、地方公共団体等との契約による業務実施を打診することができる。
- 2 甲は、被災状況に応じて、第1項に関わらず、被災地方公共団体の位置する整備局等と調整の上、管外の地方公共団体等からの要請を受けたときは、乙に地方公共団体等との契約による業務実施を打診することができる。
 - 3 乙は、前2項の規定により甲から打診を受けたときは、可能な範囲でこれに応じるものとする。

(契約の締結)

- 第9条 甲は、第3条(情報収集業務)又は第4条(災害応急対策業務)の規定により乙に出動を要請したときは、遅滞なく、乙と出動の内容に係る契約を締結するものとする。

(損害の負担)

- 第10条 乙は、業務の実施に伴い、第三者に対し損害を及ぼした場合、又は人員等に損害が生じた場合その事実の発生後、遅滞なく、その状況を書面により当該業務等を指示した機関に

報告するとともに、その損害の負担については、公共土木設計業務等標準委託契約約款に基づき作成・締結された契約書の規定によるものとする。

- 2 第8条(地方公共団体等からの要請)の規定により、甲が地方公共団体等からの要請により、乙に要請した業務については、乙は当該業務等を必要とした地方公共団体等と協議して定めるものとする。
- 3 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

(広報活動及び被災地での円滑な活動等の推進)

第11条 甲は、本協定に基づき乙が実施する業務等の円滑な遂行およびその重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、乙と連携しつつ広報活動及び啓発活動の充実等の取組を実施するよう努めるものとする。

- 2 本協定を用いた甲の要請に基づき活動する場合には、乙は TEC-FORCE パートナーとして活動し、被災地において広報や災害応急対策業務等の円滑な実施のため、統一的な衣類の着用等の取組について可能な範囲で協力するものとする。

(訓練の実施)

第12条 甲及び乙は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間とする。

- 2 本協定締結後、甲又は乙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。なお、申し出の時期は廃止する期日の1箇月以前とする。
- 3 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年3月〇日

甲 国土交通省 中部地方整備局
富士砂防事務所長 光永 健男

乙 ○○○○
○○○○

別図

災害時協定締結区域（管内図）

